

スマートライフプラン

2026年11月 1 日 実施

中部電力ミライズ株式会社

本 則

1 適 用

- (1) この個別要綱のスマートライフプランは、当社が別途定める基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。）の従量電灯の適用範囲に該当し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この個別要綱は、基本要綱とあわせて適用いたします。

2 契 約 容 量

原則として基本要綱16（従量電灯）(3)ロにより契約容量を定めます。

3 時 間 帯 区 分

- (1) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 軽負荷時間

別表1（休日等）に定める日以外の毎日午前8時から午前10時までおよび午後5時から午後10時までの時間ならびに別表1（休日等）に定める日の午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ハ 夜間時間

昼間時間および軽負荷時間以外の時間をいいます。

- (2) お客さまが希望される場合は、(1)ロにかかわらず、軽負荷時間を次のいずれかとすることができます。

イ 別表1（休日等）に定める日以外の毎日午前9時から午前10時までおよび午後5時から午後11時までの時間ならびに別表1（休日等）に定める日の午前9時から午後11時までの時間

ロ 別表1（休日等）に定める日以外の毎日午前7時から午前10時までお

よび午後 5 時から午後 9 時までの時間ならびに別表 1（休日等）に定め
る日の午前 7 時から午後 9 時までの時間

(3) 時間帯区分を変更された後 1 年に満たない場合は、原則として、時間帯
区分を変更することはできません。

4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促
進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合
計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによ
って算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費
調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表
2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回
る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を
加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただ
し、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,106 円 24 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 92 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたしま
す。

イ 昼間時間

1 キロワット時につき	38 円 86 銭
-------------	-----------

ロ 軽負荷時間

1 キロワット時につき	28円67銭
-------------	--------

ハ 夜間時間

1 キロワット時につき	16円58銭
-------------	--------

5 帳票発行手数料

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。

なお、帳票発行手数料は、帳票発行の対象となる料金とあわせて支払っていただきます。

イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合

ロ お客さまが、基本要綱28（料金その他の支払方法）(1)ロに該当し、当社が振込用紙を発行した場合

- (2) 帳票発行手数料は、次のとおりいたします。

イ (1)イの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	100円00銭
---------------------	---------

ロ (1)ロの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	220円00銭
---------------------	---------

6 そ の 他

その他の事項については，基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。

附 則

1 実 施 期 日

この個別要綱は、2026年11月 1 日から実施いたします。

2 この個別要綱の実施にともなう切替措置

この個別要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、基本要綱25（料金の算定）および26（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

1 休 日 等

この個別要綱において、休日等とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの

平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。